

## 令和2年度県民だより広告掲載業務仕様書（案）

### 1 県民だより

- (1) 規 格 タブロイド版8ページ（4色刷り4ページ、2色刷り4ページ）
- (2) 発行部数 1回当たり1,055,200部
- (3) 配布先 新聞折込により一般家庭、事業所等  
配架として市町、県出先機関、公立図書館、公民館、アピタ・ピアゴ、コンビニエンスストア（ローソン、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ）、大学・専門学校、デイサービスセンターなど
- (4) 発行日 原則として毎月1日の直近日曜日  
ただし、1月号は1月1日（金）、4月号は3月28日（日）
- (5) 電子版 県ホームページにおいて当月分のPDF版を掲載するとともに、電子ブック版のリンクを掲載

### 2 業務基準

契約書・仕様書に定めるもののほか「静岡県広聴広報課広告事業要綱」「県民だより広告掲載要領」「静岡県広聴広報課広告掲載基準」に基づいて行う。これらに定めのない事項等疑義が生じた場合は、県と協議の上、県の指示によりこれを行う。

### 3 広告枠仕様

- (1) 掲載回数 令和2年5月号(令和2年5月3日発行予定)から  
令和3年4月号(令和3年3月28日発行予定)まで12回
- (2) 広告枠

1号あたり	掲載箇所	サイズ
買取枠（必須）	8ページ下	天地179mm×左右244mm
追加枠	5ページ下	天地87mm×左右250mm

※ページ当たりの広告主は、買取枠は1社から4社、追加枠は1社から2社とする。

※1社分のサイズは問わない。

※広告主が複数社の場合は、各社の広告と広告の間に1mm以上の間隔を空けるものとする。

※掲載広告は4色とする。

※広告は1社ごと罫線で囲むものとし、罫線の色は黒色、太さは0.5ポイントとする。

### 4 追加の広告枠

毎号の買取枠を超えて、なお広告主が確保できる場合は、さらに5ページ下に上限2社まで広告の追加掲載ができるものとする。

追加枠への広告掲載を希望する場合は、原則として発行日の45日前（土曜、日曜、祝日の場合は直前の平日）までに、予定広告主等を記載した書面で県に申し出ること。

## 5 広告の確認

掲載しようとする広告については、原則として発行日の 20 日前（土曜、日曜、祝日の場合は直前の平日）までに協議書（様式第 1 号）を県に提出して掲載する広告の確認を受ける。協議書には、広告内容が判読できるデザイン案またはスケッチに参考となる資料等を添付し、提出するものとする。（広告内容に掲載する日付等については協議書提出の時点では固まっていなくてもよい。）

## 6 原稿の提出

広告原稿は、電子記録媒体等で完全版下原稿を作成し、あらかじめその写しを県に提出の上、原則として発行日の 15 日前（土曜、日曜、祝日の場合は直前の平日）までに、県の指定する場所へ納品すること。納品するデータ形式及び納品後、原稿を修正する必要がある場合などは、県及び別途、県が指定する印刷業者と協議の上、速やかにその作業を行うこと。

## 7 広告作成の留意点

- (1) 各社の広告には、必ず広告枠内側の右上隅に 5 mm×10 mm 枠で「**広告**」と明示すること。なお、「**広告**」の枠の右上隅の頂点と広告枠の右上隅の頂点は必ず重ねること。また、「**広告**」の枠は黒色、太さは 0.5 ポイント、文字の色は黒色、ゴシック体で 10.2 ポイントの大きさとし、ユニバーサルデザインフォントとすること。なお、枠内は白色とすること。ただし、特段の理由により、「**広告**」の枠の右上隅の頂点と広告枠の右上隅の頂点を重ねることができない場合は、事前に県に協議すること。
- (2) 問い合わせ先の名称及び電話番号を掲載すること。
- (3) 同一の広告主による広告を同一号の複数箇所に掲載することはできない。
- (4) 「静岡県広聴広報課広告掲載基準」のほかに、記事内容とのバランス等から、広告の内容、広告の色彩、広告内の文字の大きさ、広告のデザイン等について県から配慮を求める場合、県と契約を締結した者は、広告主と協議する等県の意向に沿うよう最大限努力すること。

(様式第1号)

県民だより広告掲載に係る協議書（買取枠・追加枠）

令和 年 月 日

静岡県知事様

住所

氏名

(印)

令和2年度県民だより広告掲載業務において〇月分の広告を選定するにあたり、下記の者とその広告が県民だより広告掲載要領に定める基準に適合すると認められるので協議します。

	掲載を希望する広告主	住所	広告内容	掲載箇所	新規・継続
1					
2					
3					
4					

※添付書類

- 1 法人登記簿の写し（新規の場合）
- 2 広告ラフ案

## ふじっぴー

ふじっぴーのイラスト

※空をつかう→知らんぷりをする

20日 使った!

パンフレット

054(221)2233 054(254)4032

## ふじのくに いさいさ LIFE

### 高齢者の移動を ボランティアで支える



4 協力会員が移動支援の講習を受けている様子。平日ほどの座学講習が行われる

「病院に行かなくても移動手段がない」、運転免許を自主返納したり、公共交通機関の運行本数が少ない地域や空白地に住んでいる高齢者にとって、移動手段が無いことは大きな問題。そういった人々に支援を行っているのが静岡「ふじっぴー」ボランティアだ。

支援の内容は、会員登録をした依頼会員が1週間前までに申し込みをすればオンラインでのみの負担で運転や難しい場所までの送迎を受けられるというもの。協力会員と称されるボランティアのドライバーたちは自家用車で活動を行っている。ドアツードアでの送迎は、医療機関がなくバス利用も不便な静岡北部の会員から特に選ばれ、中にはドライバーとの会話を楽しんでいる人もいます。事務局の高野さんによると高齢者の苦しみごとを軽減する機会にもなっており、単なる移動手段ではなく、新たなコミュニケーションの場にもなりつつあるという。

支援は今年4月に始まったばかり。今後は移動支援だけでなく、高齢者のニーズに寄り添って、地域住居がより元気になるような仕組みへと、形を変えていくそうだ。

「送迎の後は依頼者も協力者も、お互い笑顔でお礼を言うんです」と高野さん。静岡の晴やかな空に響く「ありがとう」の一言が、今日も住民を明るくしてくれる。

#### いさいさメッセージ



事務局 高野 一利さん

移動を必要とする住民への支援を推進し、これからも協力が充ちるよう努力を続けていきたいです。



事務局 大場 栄さん

高齢者(障がい者)で悩まれる人達の姿、笑顔が笑顔になってくれることは本当に、車内での苦しみとした交流が嬉しいです。



事務局 根本 一樹さん

地域に役立つことがあれば良いボランティアに参加しました。「助かった」という一言が嬉しいです。励みになります。

### CSF (豚コレラ) の発生を予防するワクチンを県内全ての豚に接種します。

- CSFは豚とインシシの病気、人には感染しません。感染豚の肉が市場に出回ることはなく、既に感染した豚・インシシの肉や内臓を食べても人体に影響はありません。
- ワクチンは豚に免疫をつけるためのもので、肉の安全性に影響はなく、感染した豚肉を食べても人体に影響はありません。
- 持っている豚・インシシ・ミニブタ・インブタにまだワクチンを接種していない方は、最寄りの獣害対策課(衛生課)にご連絡ください。

詳しくはこちら [CSF 豚コレラ](#)

054(221)2705 054(273)1123



